

全養協通信

平成20年3月19日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 「全国家庭福祉施策担当係長会議」開催(3月14日)

～被措置児童等虐待に対する国のガイドライン・夏までに提示予定～

3月14日(金)厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が、各都道府県・指定都市行政の担当者に対して施策・予算等の説明を行う、「全国家庭福祉施策担当係長会議」が開催されました。

児童養護施設にかかわる次年度施策・予算にかかわる主な内容は、下記のとおりです。詳細は別冊資料(3点)をあわせて参照ください。(下線部は事務局注)

(1) 児童福祉法一部改正案に際して 被措置児童等虐待の防止について

- ・ 今回の改正法案ではじめて定義を設け、施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型児童養育事業(里親ファミリーホーム事業)を行う者、及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づけた。
- ・ 都道府県児童福祉審議会を、第三者的機関として位置づけている。これは昨年11月にとりまとめられた「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」(以下「社会的養護専門委員会」)の報告をふまえた内容である。
- ・ 社会的養護専門委員会報告では、被措置児童等虐待の対応について「具体的な対応方法について、その全国的な共有化をはかるため、国において各都道府県における施設内虐待等の事例や具体的な取り組み等を収集・分析し、その結果をふまえて、各都道府県における対応方法や予防策について検討するとともに、そのガイドラインを作成する必要がある」としている。本件については、各都道府県で作成されている対応マニュアル等を参考に、国としてガイドラインを作成し、夏には示せるようにしたい。

年長児の自立支援策の見直しについて

- ・ 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、18歳、19歳の者でも利用が可能となる等の見直しを行うこととしている。
- ・ 本事業の経費については、現行の裁量的経費から義務的経費(措置費)とすることとしている。

(2) 児童養護施設におけるケアの充実について

施設の小規模化の推進について

- ・平成16年12月に政府が策定した「子ども・子育て応援プラン」では、施設の小規模化の推進に関する着実な整備を進めるため、平成16年度の299か所から、平成21年度には845か所の目標値が掲げられている。平成20年度は、33か所増を予定している。平成21年度の目標値達成に向けて、引き続き積極的な推進をはかられたい。
- ・施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）にかかわる整備計画策定にあたって、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備が求められており、創設、増改築にあたっては、個室化を積極的に進めてほしい。

ケア担当職員の質的充実

- ・平成20年度予算では、医療的ケアが必要な子どもに対応できるよう、児童養護施設に看護師を配置（53か所）し、ケア体制の充実をはかることとしている。
- ・各都道府県の財政も厳しい状況であるが、各自治体から1か所対象施設を選定の上、活用をはかられたい。
- ・なお、（別冊）資料「全国家庭福祉施策担当係長会議資料」<4. 児童福祉施設の運営について関連通知（案）>の97ページ「児童養護施設における医療的支援体制の強化について（案）」通知も参照されたい。

施設機能の充実

ア. 「施設入所児童家庭生活体験事業」の拡充

本事業は、一般事業から特別事業に移行する。宿泊日数の基準緩和等により、本事業の促進をはかる予定。

イ. 学習指導加算費の充実

現行の中学3年生のみから中学生全体に拡大、ぜひ活用をはかられたい。

施設を退所した子ども等への支援

ア. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進

「子ども・子育て応援プラン」でも、平成21年度までに60か所の整備を目標としているが、平成19年度末までに50か所の設置を予定。ニーズはますます高まっているので、一層の設置促進をはかられたい。

イ. 地域生活支援事業（モデル事業）の創設

退所児童の自助グループ等も、モデル事業の対象として検討を進めている。各自治体において実施を検討しているようであれば、早めに申し出てほしい。

ウ. 身元保証人確保対策事業の活用

現時点で、保証人となった施設長等の被った損害を100%カバーできる内容ではないが、実績が伸びれば広がりを持たせることができる。施設長の意思を尊重しつつ、積極的に制度を活用されたい。

改正児童虐待防止法施行による、面会・通信の制限について

- ・改正児童虐待防止法が今年4月から施行されるが、一時保護中や保護者の同意を得て施設入所等の措置を行っている場合においても、面会通信制限を可能とするとともに、面会通信制限に従わないときは、都道府県知事が保護者に対して、児童へのつきまといや児童の居場所付近での徘徊を、1年以下の懲役または100万円以下の罰金といった罰則

つきで禁止できる接近禁止命令制度が設けられることになった。

<参考・改正児童虐待防止法(平成20年4月施行)>

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

- ・ 緊急時において(とくに夜間等)は、施設長の判断により当該児童との面会を制限できる場合がでてくるが、この対応については、重要かつ慎重な判断を要するので、適切な対応がはかれるように、各自治体においては児童相談所と協議しながら、施設等に対して周知していただきたい。

その他

ア．職業指導員加算の取扱いについて

現に職業指導員を配置している施設でも、その指導内容や活動時間等が職業指導員としてふさわしくないものについては、家庭支援専門相談員や被虐待児個別対応職員等へのふりかえを促していただきたい。

イ．児童福祉施設等の耐震化対策等について

児童福祉施設等の耐震診断実施率は3割程度、耐震化率は6割程度にとどまっている。耐震診断が未実施の都道府県等においては、早急な診断実施が求められる。

2. 全養協、児童養護施設諸課題の検証・対応をはかる委員会を設置

～ 児童福祉法改正案等への対応をはかります ～

全養協では、3月12日(水)に第8回常任協議員会を開催し、平成19年度事業進捗状況・決算見込み、平成20年度事業計画素案・予算等について協議しました。

常任協議員会では、あわせて児童養護施設における子どもの権利侵害・虐待問題について、昨年度の北海道大会アピールをふまえた対応を協議し、この間全養協制度政策部会において検討を進めていた「児童養護施設における諸課題の検証・対応をはかるための委員会(仮称)」設置について、具体化を進めることを確認しました。

今後、委員等の詳細について調整を進め、委員会の開催準備を進めます(5月の協議員総会において、本委員会の設置状況について報告予定)。

3. JOMO奨学助成、助成希望者全員の助成を決定

3月14日(金)「JOMO児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成事業」の助成審査委員会が開催され、応募要件に該当する申請者263名全員の助成を決定しました。児童養護施設からの申請・助成決定者は、183名となります。

審査委員会では、JOMO(株式会社ジャパンエナジー)CSR推進部、大場英昭副部長から挨拶があり、「本事業も5年目となり、みなさんからいただく感謝の手紙・はがき等により、会社内でも事業の評価につながっている」との説明がありました。

全養協からは土田秀行副会長が出席し、「児童養護施設においても障害のある児童が増えている中、自立を支援するため、高校卒業後、大学・短大・専門学校等さまざまな選択肢が求められており」「本奨学助成への児童養護施設関係者の期待は大きくなっていること」が説明されました。

なお助成については、3月末までに、申請いただいた各施設の口座に助成金を振込む予定です。

4. メイスン財団奨学制度・募集締め切り迫る

～ 4月4日(金) 当日消印有効 ～

メイスン財団奨学制度については、すでに各児童養護施設に案内しておりますが、申込締め切りは4月4日(金)(当日消印有効)となります。

なお、助成要項は全養協ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp>